

令和8年度白山国立公園ニホンジカ被害抑制に向けた捕獲体制構築等調査業務に関する
企画書等審査基準及び採点表

企画書作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する理解度 (様式A)	業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 企画書が全体として仕様書骨子を遵守しており、業務目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。 業務目的及び業務内容の理解の程度に応じて加点。 	25	25	
実施方法等の提案 (様式B)	(1) 仕様書骨子2. (1) に記述した捕獲計画において定める事項について、アウトプット指標とするデータとその取得方法も含め具体的に提案すること。	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲計画において定める事項に、盛り込むべき事項が網羅されているか評価する。 アウトプット指標とするデータが具体的で妥当なものか評価する。 データの取得方法が具体的かつ実現可能性があり、妥当なものか評価する。 	20	105	
	(2) 仕様書骨子2. (1) に記述した捕獲計画について、将来的に白山国立公園におけるニホンジカの捕獲実施に展開することを念頭に置いた捕獲実施体制を構築するにあたり、留意すべき事項及び想定される捕獲実施体制について提案すること。	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲実施体制を構築するにあたり留意すべき事項が妥当なものか評価する。 提案された捕獲実施体制が実現可能であり、実効性があるか評価する。 提案された捕獲実施体制は、将来的に白山国立公園におけるニホンジカの捕獲実施に展開することが期待できるものであるか評価する。 	30		
	(3) 仕様書骨子2. (1) に記述した捕獲計画について、本業務の目的を踏まえ想定する捕獲実施場所の空間的広がり(概ね〇m四方など)、捕獲手法、捕獲を行う日数(準備作業含む)及び作業人工について提案すること。	<ul style="list-style-type: none"> 提案された内容が具体的かつ実現可能性があるか評価する。 提案された捕獲手法は安全性、効率性の観点から適切な捕獲手法であるか評価する。 提案された捕獲を行う日数及び作業人工が妥当なものであるか評価する。 	25		
	(4) 仕様書骨子2. (2) 1) に記述した捕獲従事者の研修について、研修の狙いや研修内容を具体的に提案すること。	<ul style="list-style-type: none"> 提案された研修の狙いが的確なものであるか評価する。 研修内容が具体的で効果的なものであるか評価する。 	10		
	(5) 仕様書骨子2. (3) に記述したアウトカムを評価する指標と評価方法について、具体的に提案すること。	<ul style="list-style-type: none"> アウトカムを評価する指標が具体的であり、捕獲の効果を評価するうえで適切なものか評価する。 アウトカムの評価手法が具体的で妥当なものであるか評価する。 	20		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> 必要な業務が網羅されているか評価する。 業務が計画的かつ確実に遂行できるフローとなっているか評価する。 より効率的なフローとなっていれば加点。 	10	10	
管理技術者 (様式D-1)	技術力	専門技術者の経験等	予定配置技術者について、業務経験の内容等評価する。	15	20
	専任性	手持ち業務量	令和8年4月30日(公告開始日)現在の手持ち業務量が10件以上を0点とする。	5	
業務従事者 (様式D-2)	配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	10	10	
業務実績 (様式E)	過去5年間に従事したニホンジカの捕獲実施及び捕獲事業の効果検証に関する業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	10	10	
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性		5	10	
	積算内訳の妥当性		5		
組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況 (様式F)	<p>事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。</p> <p>又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。</p>		5	5	

<p>組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式G)</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定</p> <p>なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>	5	5	
合計			200	

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点	20点満点	25点満点	30点満点
・秀	5点	} × 2	} × 3	} × 4	} × 5	} × 6
・優	4点					
・良	3点					
・準良	2点					
・可	1点					
・不可	0点					